

# 住民意見交換会等による 流域住民のご意見の収集について

# 住民意見交換会等による流域住民のご意見について

## 河川法に基づく手続き

### ■ 河川法第16条の2(河川整備計画)

#### 第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関して学識経験を有する者の意見を聞かなければならない。

#### 第4項

河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

# 住民意見交換会等による流域住民のご意見について

## 目的、意見聴取方法

### ■ 目的

- 学識経験者の意見を聴取するために開催する流域委員会に対し、住民意見交換会等の意見聴取は、安倍川及び藁科川への関心の高い方々及び地域住民の方々から広く意見を聴取するために開催する。
- 住民意見交換会等の意見聴取においては、平成18年度までに開催された流域委員会と住民からの意見等を踏まえて作成した河川整備計画(原案)に対する意見を聴取するものとし、これら意見を踏まえて河川整備計画(案:修正原案)を作成する。

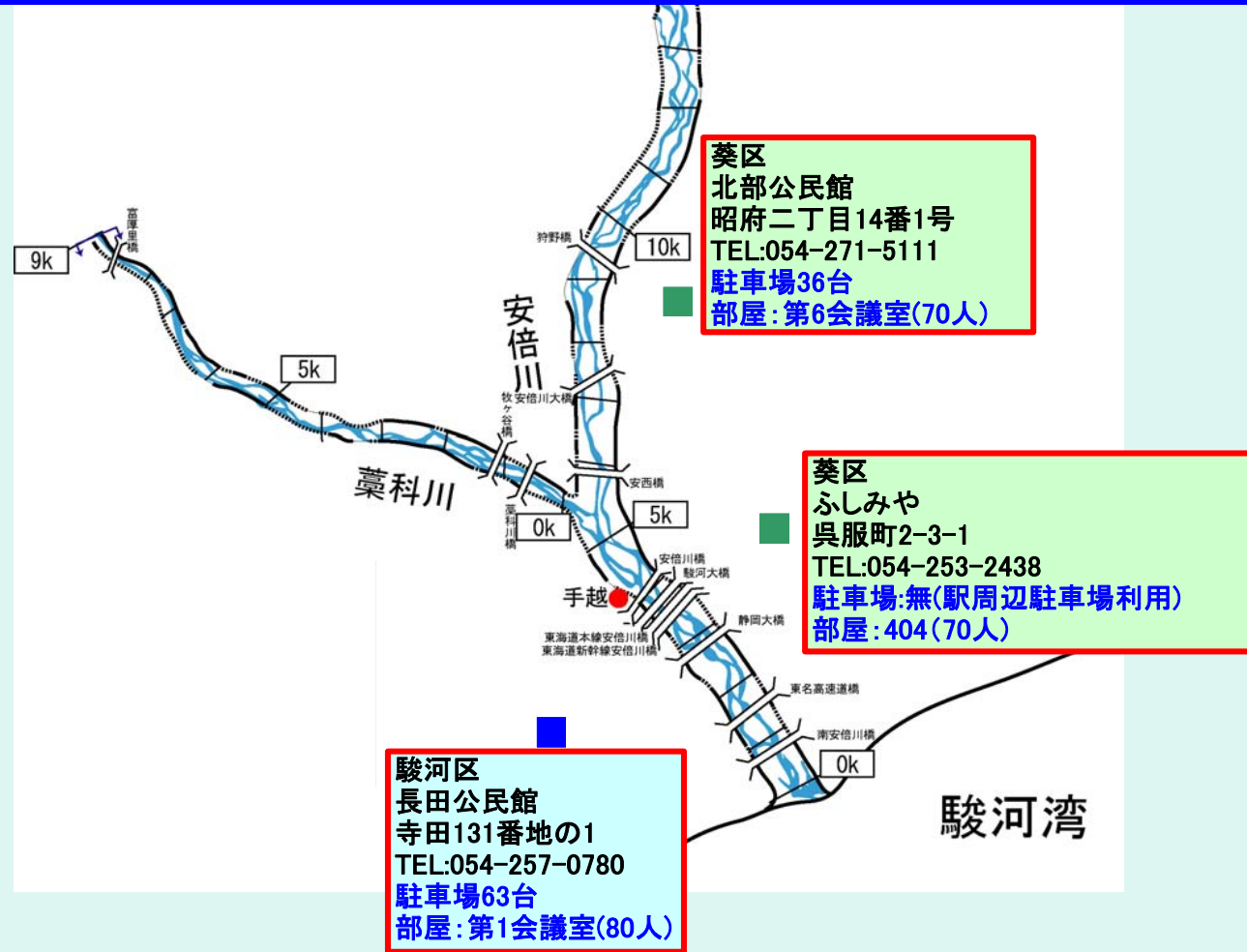
### ■ 意見聴取方法

関係住民等からの意見聴取は、以下の方法を予定する。

- 住民意見交換会(3地区、各1回を予定)
- 「河川整備計画(原案)」の縦覧(事務所ホームページ、事務所・出張所窓口、市役所窓口)
- ハガキ付きパンフレット(パンフレット「安倍川水系河川整備計画(原案)の概要」にご意見ハガキを添付)

# 住民意見交換会等による流域住民のご意見について

## 住民意見交換会の実施場所



### ▼開催地区割案

	行政区分	開催日	会場	対象地区
1	静岡市 駿河区	10月30日(火) 18:30~20:30	ふしみや 4F 404号室	安倍川下流部左岸
2	静岡市 駿河区、葵区	11月1日(木) 18:30~20:30	長田公民館 第1会議室	安倍川下流部右岸、藁科川
3	静岡市 葵区	11月2日(金) 18:30~20:30	北部公民館 第6会議室	安倍川上流部

# 住民意見交換会等による流域住民のご意見について

## 各種意見聴取方法の概要、結果の公表について

	内 容	準 備 等
住民意見交換会	誰でも気楽に参加できる住民意見交換会を3地区において実施し、意見聴取する。	開催案内の実施(事務所ホームページ、案内チラシ配布など)
河川整備計画(原案)の縦覧	河川整備計画(原案)を縦覧する。 ■縦覧場所 事務所ホームページ 事務所・出張所窓口 静岡市役所窓口等	縦覧ブースの設置 ホームページの環境設定
ハガキ付きパンフレット	ハガキ付きパンフレット「安倍川水系河川整備計画(原案)の概要」を配布し、意見聴取する。 ■配布場所 事務所ホームページ 事務所・出張所窓口 静岡市役所窓口等	ハガキ付きパンフレットの作成等

### ■結果の公表について

住民意見交換会、縦覧、ハガキ付きパンフレットなどにより得られた意見は、治水・利水・環境の項目別に分類、集約し、河川整備計画(原案)との関係を整理した上で取りまとめ、回答を行う。

○回答時期:河川整備計画(案)公表時

○回答方法:事務所ホームページへの掲載

パンフレット設置場所での配布

事務所、出張所、静岡市窓口での配布

広報(かわせみのこえ)への概要掲載